

資料4

非常勤特別職報酬等見直しについて (報告)

市 民 生 活 課

1 改正の趣旨

強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針（平成 30 年 8 月策定）に基づき、非常勤特別職の定数及び日額報酬について検証し、見直しを行う。

強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針（32 ページ）抜粋

サ 非常勤特別職の報酬等の見直し

非常勤特別職のうち日額報酬（5,500 円）を適用するものの報酬等について再検証し、適正な報酬額への見直しを行うとともに、私的諮問機関のあり方を検討します。

取組による目標額 ⇒ 2,476 千円

2 定数の見直し

- (1) 見直しを実施した職の総数 66
- (2) 延べ定数 650 人
- (3) 延べ委嘱等人数 420 人
- (4) 見直し後延べ定数 385 人

3 報酬の見直し

原則として、日額報酬 5,500 円を 5,000 円に改める。

4 今後のスケジュール

- H31. 02. 22 第 1 回市議会定例会に議案提出
- H31. 04. 01 条例施行

議案第 号

鴨川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（案）

1 提案理由

鴨川市国民健康保険運営協議会の委員の定数の改定を行うため、鴨川市国民健康保険条例（平成 17 年鴨川市条例第 113 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

次のとおり鴨川市国民健康保険運営協議会の委員の定数を改定する。

- （1） 被保険者を代表する委員 2 人（現行 3 人）
- （2） 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2 人（現行 3 人）
- （3） 公益を代表する委員 2 人（現行 3 人）
- （4） 被用者保険等保険者を代表する委員 1 人（変更なし）

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

鴨川市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
（協議会の委員の定数） 第 2 条 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。） 第 11 条第 2 項の規定により設置する鴨川市国民健康保険運営協議会 （以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。	（協議会の委員の定数） 第 2 条 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。） 第 11 条第 2 項の規定により設置する鴨川市国民健康保険運営協議会 （以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

(1) 被保険者を代表する委員 <u>3人</u> (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>3人</u> (3) 公益を代表する委員 <u>3人</u> (4) 略	(1) 被保険者を代表する委員 <u>2人</u> (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>2人</u> (3) 公益を代表する委員 <u>2人</u> (4) 略
--	--

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。